

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

6－関東1－1

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年1月17日

【会社名】

J A三井リース株式会社

【英訳名】

JA MITSUI LEASING, LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役 社長執行役員 新分 敬人

【本店の所在の場所】

東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】

03(6775)3000

【事務連絡者氏名】

財務部長 大野 友丈

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区銀座八丁目13番1号

【電話番号】

03(6775)3013

【事務連絡者氏名】

財務部長 大野 友丈

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】

社債

【今回の募集金額】

第32回無担保社債（3年債）

20,000百万円

第33回無担保社債（5年債）

20,000百万円

計

40,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年9月18日
効力発生日	2024年9月26日
有効期限	2026年9月25日
発行登録番号	6－関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
—	—	—	—	—
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

300,000百万円
(300,000百万円)

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

—円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【証券情報】**第1 【募集要項】****1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】**

銘柄	J A三井リース株式会社第32回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.030%
利払日	毎年1月23日及び7月23日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年7月23日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月23日及び7月23日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	2028年1月21日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2028年1月21日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年1月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年1月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内ですでに発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第33回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 2 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA+の信用格付を2025年1月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+の信用格付を2025年1月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の

- 規定に基づき社債券を発行することができない。
- 3 社債管理者の不設置
本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
- 4 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人
(1) 当社は、農林中央金庫を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
(2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。
(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注) 6 に定める方法により社債権者に通知する。
- 5 期限の利益喪失に関する特約
(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。
① 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日を経過しても、これを履行または解消できないとき。
② 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
⑤ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または株主総会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
⑥ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
(2) 本(注) 5 (1) の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注) 6 に定める方法により公告する。
(3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益を喪失した日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払がなされなかった場合には、当社は財務代理人に支払資金を交付後直ちにその旨を本(注) 6 に定める方法により公告する。
- 6 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合には、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。
- 7 社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 8 社債要項の変更
(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注) 4 (1) を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければその効力を生じない。
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
- 9 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注) 6 に定める方法により公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 10 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託（3年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,200	1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	6,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	5,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	1,400	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,400	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	J A 三井リース株式会社第33回無担保社債（社債間限定同順位特約付） （サステナビリティ・リンク・ボンド）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.181%
利払日	毎年1月23日及び7月23日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年7月23日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月23日及び7月23日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	2030年1月23日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2030年1月23日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年1月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2025年1月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内ですでに発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第32回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 2 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA+の信用格付を2025年1月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA+の信用格付を2025年1月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

- 3 社債管理者の不設置
本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
- 4 財務代理人並びに発行代理人及び支払代理人
(1) 当社は、農林中央金庫を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
(2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。
(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。
(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本(注) 6 に定める方法により社債権者に通知する。
- 5 期限の利益喪失に関する特約
(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。
① 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日を経過しても、これを履行または解消できないとき。
② 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
⑤ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または株主総会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
⑥ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
(2) 本(注) 5 (1) の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注) 6 に定める方法により公告する。
(3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益を喪失した日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払がなされなかった場合には、当社は財務代理人に支払資金を交付後直ちにその旨を本(注) 6 に定める方法により公告する。
- 6 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合には、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行される各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。
- 7 社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 8 社債要項の変更
(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注) 4 (1) を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければその効力を生じない。
(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
- 9 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注) 6 に定める方法により公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 10 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	6,200	1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	6,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	5,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号	1,400	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	1,400	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
40,000	172	39,828

（注）上記金額は、第32回無担保社債及び第33回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額39,828百万円は、10,000百万円を2025年１月24日償還予定の第15回無担保社債の償還資金に充当し、残額を2025年２月末までにリース物件を含む設備資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

＜J A 三井リース株式会社第33回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）に関する情報＞

1. サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適合性について

当社は、サステナビリティ・リンク・ボンド（注1）発行を含むサステナビリティ・リンク・ファイナンス及びグリーンファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則2021」（注2）、「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2020」（注3）、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」（注4）、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」（注5）、「グリーンローン原則2021」（注6）及び「サステナビリティ・リンク・ローン原則2022」（注7）に基づきサステナブルファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しており、これらの原則等との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンをJ C Rより取得しております。

（注1）「サステナビリティ・リンク・ボンド」とは、あらかじめ定められたサステナビリティ/ESGの目標を達成するか否かによって条件が変化する債券をいいます。サステナビリティ・リンク・ボンドの発行体は、当初定めた時間軸の中で、将来の持続可能性に関する成果の改善にコミットします。具体的には、サステナビリティ・リンク・ボンドは、発行体があらかじめ定めた重要な評価指標（以下「KPI」という。）とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下「SPT」という。）による将来のパフォーマンスの評価に基づいた金融商品であり、KPIに関して達成すべき目標数値として設定されたSPTを達成したかどうかによって、債券の条件が変化します。

（注2）「グリーンボンド原則2021」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注3）「サステナビリティ・リンク・ボンド原則2020」とは、ICMAが2020年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示及びレポーティング等にかかるガイドラインをいいます。

（注4）「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」とは、環境省が2017年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンボンド原則及びサステナビリティ・リンク・ボンド原則との整合性に配慮しつつ、我が国におけるグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンド市場の健全かつ適切な拡大を図ることを目的として、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

（注5）「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表し、2022年7月に改訂したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンについてグリーンローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを国内でさらに普及させることを目的として、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

（注6）「グリーンローン原則2021」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）（以下「LMA等」という。）により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。

（注7）「サステナビリティ・リンク・ローン原則2022」とは、LMA等により2019年に策定・公表され、2022年に改訂されたサステナビリティ・リンク・ローン等の商品設計、開示及びレポーティング等に係るガイドラインです。

2. 当社の重要課題に対する取組みと重要な評価指標（KPI）の選定

当社は、経営理念Real Challenge, Real Changeに掲げる『より良い社会と未来のために』、企業活動を通じて社会課題を解決することで、持続可能な成長を目指しております。当社グループは、サステナビリティ経営推進に当たり、世界が直面する社会課題の中から重点的に取り組むべき課題として2021年4月に5つのマテリアリティ（重要取組課題）を特定いたしました。また、2022年5月には、5つのマテリアリティに対し、当社グループの強みや独自性を活かしながら、どのように社会的価値を提供するかを具体化すべく「重点取組」、さらにはその進捗・成果を測る「KPI」を定めました。

＜マテリアリティ・重点取組・KPI＞

マテリアリティ	重点取組	KPI
---------	------	-----

①カーボンニュートラルの実現に貢献	脱炭素に向けた再生可能エネルギー普及とトランジション促進	再生可能エネルギー関連投融資額 累計5,000億円（2021～2030年度）
	自社が排出する温室効果ガスの実質ゼロ	2030年度の温室効果ガス排出量50%削減（2021年度比） 2050年度温室効果ガス実質ゼロ
②サーキュラーエコノミーの推進	3Rによる資源循環の促進	リース返却物件のリサイクル率95%以上 バイオマスの利活用やシェアリングビジネス等、モノの価値を維持し、廃棄物の発生を最小化する取組の創造・参画
③持続可能な農林水産業と地域活性化に貢献	多様なソリューション提供による農林水産業の生産基盤維持・強化	農林水産業の個別課題を解決する、金融にとどまらないソリューション提供を通じた、生産基盤維持・強化に寄与する取組
	地域が抱える課題の解決に資する社会・生活インフラの整備	地域資源の活用と、内外のネットワークを通じた適切なソリューションの提供による、豊かなまちづくりに寄与する取組
④技術革新による豊かな社会の実現に貢献	パートナーとの連携による新たな価値を有するモノ・サービスの普及	技術・ノウハウを有するパートナーへの投資 パートナー連携によるモノ・サービスの契約
⑤多様性を尊重し、誰もが活躍できる職場づくり	“挑戦する”企業風土の確立と多様な人材の活躍領域拡大	エンゲージメントスコア 女性管理職比率20%（2040年）

本社債については、以下のKPIを使用します。

項目	内容
KPI 1	当社及びグループ会社による2021年度以降の再生可能エネルギー関連投融資の累計金額
KPI 2	当社及び国内グループ会社の温室効果ガス排出量（Scope 1 及びScope 2）の削減率（2021年度比）

3. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）の測定

本社債については、以下のSPTsを使用します。

項目	内容	2028年度での目標
SPT 1	当社及びグループ会社の2030年度における再生可能エネルギー関連投融資累計金額5,000億円に向けた、2025年度以降の各年度目標 （基準日：各年の3月31日、判定日：各年の9月30日）	4,000億円
SPT 2	当社及び国内グループ会社の2030年度における温室効果ガス排出量（Scope 1 及びScope 2）50%削減に向けた、2025年度以降の各年度目標（2021年度比） （基準日：各年の3月31日、判定日：各年の9月30日）	46%

なお、本社債による調達時点で予見し得ない事象（M&A等による事業構造の変化、各種規制・制度の変更等）が発生し、KPIの定義やSPTの設定内容を変更する必要がある場合には、適時に変更事由及び変更内容を当社ウェブサイトにて開示する予定です。また、その場合は、従来と同等以上の野心度合いが認められるSPTを設定し、独立した外部機関による適合性評価を取得する予定です。

4. 債券の特性

SPTsが判定日において未達成の場合、本社債の償還までに以下の①又は②のいずれか、若しくは①と②を組み合わせで実施します。金額は、SPTsのいずれも未達成の場合は社債発行額の0.1%相当額、SPTsのいずれか一方が未達成の場合は、社債発行額の0.05%相当額とします。

① 排出権の購入

排出権（温室効果ガス削減価値をクレジット/証書化したもの）を購入します。

② 寄付

環境保全活動を目的とする公益社団法人、公益財団法人、国際機関、自治体認定NPO法人、地方自治体やそれに準じた組織に対して寄付をします。

5. レポーティング

当社は、本社債が償還されるまでの期間、以下の内容を当社ウェブサイトにて開示します。

項目	内容	開示時期
KPI実績	・各年度最終日（3月31日）時点のKPI実績	本社債による調達の翌年度を初回に、判定日まで年次
重要情報	・SPTs達成に影響を与える可能性のある情報（当社のサステナビリティ戦略の設定・更新等）	
排出権の購入 又は 寄付の詳細	・排出権を購入した場合は、 ① 排出権の名称 ② 購入額 ③ 移転日 ・寄付を実施した場合は、 ① 寄付先の名称 ② 選定理由 ③ 寄付額 ④ 寄付実施日	適時

6. 検証

当社は、本フレームワークにて定めたKPI実績について、年次で独立した第三者から検証報告書を取得し、当社ウェブサイトにて開示する予定です。また、独立した第三者から検証報告書を取得し、判定日時点におけるSPTsの達成状況についての判定を受けます。取得した検証報告書及び判定結果について、当社ウェブサイトにて開示する予定です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第17期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年12月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年1月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2024年7月2日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025年1月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2024年8月30日に関東財務局長に提出

第２ 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2025年1月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。なお、当社連結子会社PT. Mitsui Leasing Capital Indonesiaにおける仲介手数料や販促費等に関する不正取引事案を「事業等のリスク」として半期報告書に記載しております。本件につきましては、社内調査委員会を立ち上げて、外部の調査機関等による調査や調査結果の分析、当社連結決算への影響評価、再発防止策の策定等を行い、調査報告書を取りまとめいたしました。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

J A三井リース株式会社 本店

（東京都中央区銀座八丁目13番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。